

國第百三十二回
參議院商工委員會會議錄

平成七年三月二十八日(火曜日)

正午開會

委員の異動
三月十七日
二二

詩任

喜岡淳君

補欠選任

本日の会議に付した案件

◎ 俗文化研究

出席者は左のとおり

理事

卷
貞

本法律案は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に対応した国内実施体制を整備しようとするものであり、法案の内容は、条約で定められた締約国の義務を履行する上で、必要かつ十分なものと認められます。ところが、過日、法案上の特定物質として指定されることとなるサリンが不正に使用され、多くの人命が奪われる事件が発生いたしました。サリンのように民生用途がなく化学兵器に転用される危険性が極めて高い化学物質が、このように頻繁に不正に使用されることは、我が国としては極めて重大な問題であります。したがいまして、条約が発効する前であっても、条約違反が存在し得る状態を可及的速やかに、かつ確実に解消することが必要であります。

以上のような理由により、修正案を提出した次第であります。

次に、修正案の内容について御説明申し上げます。

本修正案は、特定物質の製造等の規制、罰則等に関する規定の施行期日を、法律案の「条約が日本国について効力を生ずる日」から「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるものであります。

以上が、修正案提出の理由及びその内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(久世公堯君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。——別に御意見もなにようですから、これより直ちに化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案について採決に入れます。

まず、齊藤君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(久世公龜君) 全会一致と認めます。よつて、沓掛君提出の修正案は可決されました。次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(久世公龜君) 全会一致と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

長谷川清君から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川君。

○長谷川清君 私は、ただいま修正議決すべきものと決定されました化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、平成会、新緑風会及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

四、条約義務の円滑な履行のため、条約及び本法の趣旨・内容等について化学関連企業のみならず、広く国民各層に周知徹底を図るとともに、特に国際機関の検査等による風評被害を未然に防止するため、適切な措置を講すること。

右、決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(久世公堯君) ただいま長谷川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久世公堯君) 全会一致と認めます。よつて、長谷川君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、橋本通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。橋本通商産業大臣。

○國務大臣(橋本龍太郎君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法案の適切な実施に努めてまいります。

ありがとうございました。

○委員長(久世公堯君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久世公堯君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

〔参照〕

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する関

する法律案に対する修正案
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案の一部を次のようないし修正する。
附則第一条を次のように改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は

それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十八条、第二十九条及び第四十五条第一号(第二十八条及び第二十九条に係る部分に限る。)並びに附則第四項第一項並びに第三項及び第四項(第一項に係る部分に限る。)

並びに第五条第二項第二号(附則第四条第一項(同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)の規定 条約が日本国について効力を生ずる日(以下「発効日」という。)前において政令で定める日

〔発効日〕

二 第二条第八項、第四章(第二十八条及び第二十九条を除く。)第五章、第三十二条第二項及び第三項、第三十四条第二項(第十八条第一項に係る部分を除く。)及び第三項、第四十五条第一号(第二十四条第二項から第四項まで及び第二十五条(これらの規定を第二十一条又は第二十七条において準用する場合を含む。)並びに第三十一条第四項に係る部分に限る。)、第四十五条第二号(第三十一条第三項に係る部分に限る。)並びに第四十五条第五号から第七号まで及び第八号(第三十二条第一項に係る部分を除く。)並びに附則第三条並びに第四条第二項並びに第三項及び第四項(第二項に係る部分に限る。)の規定

効日

附則第二条中「(以下「発効日」という。)」を削る。

附則第三条第一項中「施行日」を「発効日」に、「この法律の施行の日」を「条約が日本国について効力を生ずる日」に改める。

附則第四条第一項及び第二項中「施行日」を「発効日」に改める。